

根室市分別収集計画 (第10期)

(令和5年4月～令和10年3月)

令和4年6月

北海道根室市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11
【特記事項】	12

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があり、そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物の分別収集、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進等により、最終処分されるごみの量の削減を図ることを目的とし、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画による容器包装廃棄物の3Rを推進することにより、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民及び事業者のごみに対する意識の高揚
- ・ごみリサイクル社会の形成
- ・経済的、効率的なごみ処理・処分体系の整備
- ・ごみの衛生処理及び地域の環境保全
- ・廃棄物に対する組織体制の強化

3. 計画期間

本計画の計画機関は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡トレイの11種類に、容器包装廃棄物以外の雑紙、新聞・雑誌の2種類を加えた、計13種類を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

種 別	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,185	1,162	1,140	1,117	1,095

{内訳}

(単位：t)

種 別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
缶 類	スチール	67	66	65	63	62
	アルミ	91	89	88	86	84
ガ ラ ス 瓶	無色	71	70	68	67	66
	茶色	100	98	96	94	92
	その他の色	50	49	48	47	46
紙 類	飲料用容器	7	7	7	7	7
	段ボール	542	532	521	511	501
	その他の 紙製容器包装	0	0	0	0	0
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	121	119	116	114	112
	発 泡	41	40	40	39	38
	プラスチック 製容器包装	126	124	121	119	116

(上記紙類容器包装廃棄物以外の排出量の見込み)

種 別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
紙 類	新聞・雑誌類	581	570	559	548	537
	雑 紙	254	249	245	240	235

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するに当たり市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力と連携を図る。

(1) 分別の強化

平成22年度10月からごみの分別徹底や減量化・資源化、処理施設の延命化などを図ることを目的として、埋立処理場に指導員を配置し、直接搬入ごみの分別指導を実施しており、収集ごみについても収集委託業者の監視を強化し分別の徹底に努め、排出段階から、減量・資源化を奨励する。

(2) マイバッグ運動の推進

レジ袋等の容器包装廃棄物の抑制を図るため、市広報誌等を活用し、マイバッグ運動の啓発に取り組む。

(3) 廃棄物減量等推進審議会による容器包装廃棄物の排出抑制の検討

市民や事業者、廃棄物回収業者、行政等により構成された廃棄物減量等推進審議会において、容器包装廃棄物の排出抑制について審議を行う。

(4) 減量化、資源化の啓発

- ①チラシの作成…………… ごみの分別、減量、再利用等についてのチラシ配付各町ごとのごみ収集日カレンダーを作成し、根室市ホームページに掲載。
- ②広報紙への掲載…………… 特集記事による啓発。
- ③環境衛生月間…………… 毎年10月を環境衛生月間と定め、リサイクル青空バザール等各種行事を開催。
- ④環境教育の推進…………… 資源再生センターでのリサイクル体験や出前授業等の実施。
- ⑤市ホームページ等……… 減量化、資源化の啓発についてホームページに掲載

(5) 資源回収団体への助成の促進

資源回収団体奨励金制度についての理解を深め、より積極的な促進に努めることにより、再資源化・再生利用の推進を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況、市民の協力度、収集機材等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類と、収集に係る分別の区分を下表のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 ----- 主としてアルミ製の容器	缶類
主として無色のガラス製容器 ----- 主として茶色のガラス製容器 ----- 主としてその他のガラス製容器	ガラス瓶類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 ----- 発泡トレイ類

(容器包装廃棄物以外の種類及び区分)

分別収集をする容器包装以外の廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主として名刺サイズ(9cm×5.5cm)以上の紙類(油の付着や汚れたもの等を除く)	雑紙
主として新聞	新聞・チラシ
主として雑誌	雑誌・カタログ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

種別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
缶類	スチール	57	56	55	54	53
	アルミ	83	81	80	78	77
ガラス瓶	無色	(合計) 70	(合計) 69	(合計) 68	(合計) 66	(合計) 65
		(引渡) (独自処理) 70 -	(引渡) (独自処理) 69 -	(引渡) (独自処理) 68 -	(引渡) (独自処理) 66 -	(引渡) (独自処理) 65 -
	茶色	(合計) 98	(合計) 96	(合計) 95	(合計) 93	(合計) 91
		(引渡) (独自処理) 98 -	(引渡) (独自処理) 96 -	(引渡) (独自処理) 95 -	(引渡) (独自処理) 93 -	(引渡) (独自処理) 91 -
	その他の色	(合計) 41	(合計) 41	(合計) 40	(合計) 39	(合計) 38
		(引渡) (独自処理) 41 -	(引渡) (独自処理) 41 -	(引渡) (独自処理) 40 -	(引渡) (独自処理) 39 -	(引渡) (独自処理) 38 -
紙類	飲料用容器	6	6	6	5	5
	段ボール	542	531	521	511	501
	上記以外の紙製容器包装	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0
		(引渡) (独自処理) - -	(引渡) (独自処理) - -	(引渡) (独自処理) - -	(引渡) (独自処理) - -	(引渡) (独自処理) - -
プラスチック類	ペットボトル	(合計) 121	(合計) 119	(合計) 116	(合計) 114	(合計) 112
		(引渡) (独自処理) 121 -	(引渡) (独自処理) 119 -	(引渡) (独自処理) 116 -	(引渡) (独自処理) 114 -	(引渡) (独自処理) 112 -
	発泡トレイ	(合計) 41	(合計) 40	(合計) 40	(合計) 39	(合計) 38
		(引渡) (独自処理) - 41	(引渡) (独自処理) - 40	(引渡) (独自処理) - 40	(引渡) (独自処理) - 39	(引渡) (独自処理) - 38
	プラスチック製容器包装	(合計) 126	(合計) 124	(合計) 121	(合計) 119	(合計) 116
		(引渡) (独自処理) 126 -	(引渡) (独自処理) 124 -	(引渡) (独自処理) 121 -	(引渡) (独自処理) 119 -	(引渡) (独自処理) 116 -

(上記紙製容器包装廃棄物以外の紙類排出量の見込み)

種 別		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
紙 類	新聞・ 雑誌	476	467	458	449	440
	雑 紙	254	249	245	240	235

※新聞・雑誌いずれも独自処理量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

人口変動率は、本市の人口の現状と将来の展望を提示する「根室市人口ビジョン(改訂版)」(2019年(令和元年)12月改訂)を踏まえて、推計人口の変動率を用い算定した。

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
推計人口	23,344 人	22,898 人	22,453 人	22,012 人	21,571 人
対前年対比	98%	98%	98%	98%	98%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は次のとおりとする。

分別収集は現行の収集体制を活用して行い、町内会などによる集団回収が行われている品目については、引き続きこれらの団体が分別収集を推進することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み ・町内会等による資源回収 	市 市 民間業者
	アルミ			
ガラス瓶	無色ガラス	ガラス瓶類	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み ・町内会等による資源回収 	市 市 民間業者
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙類	紙パック	紙製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み ・町内会等による資源回収 	市 市 民間業者
	段ボール	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み ・町内会等による資源回収 	市 市 民間業者
	上記以外の紙製容器包装	紙製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み 	市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み 	市
	その他プラスチック	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み 	
	発泡トレイ	発泡トレイ類	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み 	

（紙製容器包装廃棄物以外の紙類基本的事項）

容器包装以外の廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
紙類	新聞・雑誌	新聞・雑誌類	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・町内会等による資源回収 ・市施設への直接持込み 	市 民間業者 市
	雑紙	雑紙	<ul style="list-style-type: none"> ・市による定期回収 ・市施設への直接持込み 	市

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、処理施設については次のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール	缶類	袋	パッカー車 平ボディ車 直接持込み	資源再生センター 民間業者保管庫 資源再生センター
	アルミ				
ガラス瓶	無色ガラス	ガラス瓶類	袋	平ボディ車 平ボディ車 直接持込み	資源再生センター 民間業者保管庫 資源再生センター
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙類	紙パック	紙製容器包装	袋	パッカー車 平ボディ車	資源再生センター 民間業者保管庫
	段ボール	段ボール	袋・縛る	パッカー車	資源再生センター
			袋・縛る	直接持込み	資源再生センター
			縛る	平ボディ車	民間業者保管庫
縛る	パッカー車	民間業者保管庫			
上記以外の紙製容器包装	紙製容器包装	袋 袋	パッカー車 直接持込み	資源再生センター 資源再生センター	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車 直接持込み	資源再生センター
	その他プラスチック	その他プラスチック	袋	パッカー車 直接持込み	
	発泡トレイ	発泡類	袋	パッカー車 直接持込み	

(参考 紙製容器包装廃棄物以外)

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
紙類	新聞・雑誌	新聞・雑誌	袋	パッカー車 直接持込み	資源再生センター
	雑紙	雑紙			

○分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物の種類・量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 （現有施設状況）
{中間処理施設}				
1. 再生施設				
1.1 リサイクルセンター		敷地面積：15,008 m ² ◎リサイクル棟 824 m ² ◎事務室 60 m ² ◎倉庫兼車庫 45 m ² ◎ストックヤード 440 m ²	市	稼動：平成16年5月 施設： 平成22年度 ◎整備内容 ・リサイクル棟新設 500 m ² ・発泡トレイ減容機導入 ・ベルトコンベア導入 ・ストックヤード 拡張 440 m ²
①選別・圧縮設備	a. 缶類 （スチール・アルミ分別） b. 瓶類 （無色・茶色・その他の分別）	主要機器： 磁選機、圧縮機 能力： スチール缶 0.7 t/h アルミ缶 0.23 t/h 選別ヤード面積 135 m ²	市 市	平成22年度 ベルトコンベア導入 平成22年度 ◎選別ヤード整備 ◎ベルトコンベア導入

	<p>c. 紙類 (紙パック・段ボール・その他紙製容器包装分別)</p>	<p>選別ヤード 168 m² 主要機器： 段ボール圧縮梱包機 能力：3 t/h</p>	市	<p>平成 22 年度 ◎選別ヤード整備 ◎ベルトコンベア導入 ※新聞、雑誌、紙パックをフレコンパックにて貯蔵・運搬</p>
	<p>d. ペットボトル</p>	<p>主要機器： ◎ペットボトル圧縮梱包機 能力 0.8t/h</p>	市	<p>稼働：平成 16 年度 平成 22 年度 ◎ベルトコンベア導入</p>
	<p>e. プラスチック製容器包装</p>	<p>選別ヤード 72 m²</p>	市	<p>平成 22 年度 選別ヤード整備 ◎ベルトコンベア導入 ※圧縮梱包は、段ボールの圧縮梱包機を使用。</p>
	<p>f. 発泡類</p>	<p>主要機器： ◎発泡スチロール減溶機 能力 0.25 t/h</p>	市	<p>平成 22 年度 ◎選別ヤード整備 59.4 m² ◎発泡スチロール減容機導入</p>

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、回収業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会での審議を深め、街ぐるみで容器包装物のリサイクルを推進する。

また、「根室市ポイ捨て等防止条例」が施行されており、それと連動させ、容器包装物のポイ捨て防止、再生利用促進を図ることも重要である。

以上のような施策を実効あるものにするため、次の事項について実施することが容器包装物の減量・リサイクルを推進することになる。

- ・排出に当たり分別しやすいよう各品目について回収日を設定すること。
- ・資源回収用袋を配布し、市民が分別しやすい状況とすること。
- ・町内会未加入者に対する啓発を実施すること。
- ・資源回収団体奨励金制度について、町内会等へのPRを強化すること。
- ・各一般廃棄物処理施設及び収集業者の監視体制を強化し、分別の徹底を図ること。

なお、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和4年4月より施行されたことにより、プラスチック容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の促進が必要であるが、今後、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に係る課題（分別収集実施の是非、実施の際の機器導入や戸別収集体制、市民周知など）について精査・検討する必要がある。

【特記事項】

1. 「5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み」について（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物の排出量見込みについて、現在分別収集している容器包装類（缶類、瓶類、紙類、プラスチック製容器包装、ペットボトル）、紙製容器包装廃棄物以外の雑紙、新聞・雑誌は、「市町村分別計画策定手引き（十訂版）」P33表2-3-1の根室市廃棄物比率（平成29年度から令和3年度の5ヵ年平均）を算出し、推計人口に乗じて算出した。

2. 「8. 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」（法第8条第2項第4号）について

缶、ガラス瓶、紙類紙製容器包装（飲料用容器、段ボール）、プラスチック類、紙類（雑紙、新聞・雑誌）は、令和3年度排出量実績値に各年度推計人口の変動率を乗じて算出した。

3. 計画収集人口

各算定基礎となる計画収集人口は、本市の人口の現状と将来の展望を提示する「根室市人口ビジョン（改訂版）」（2019年（令和元年）12月改訂）を踏まえて、推計人口の変動率を用い算定した。

（単位：人）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
23,344	22,898	22,453	22,012	21,571